

令和 8 年度
千葉地方最低賃金審議会
第 1 回運営小委員会
議事録

令和 8 年 7 月 2 日

15 : 40 ~ 16 : 03

千葉県教育会館新館 4 階 401 号室

**令和 8 年度
千葉地方最低賃金審議会
第 1 回運営小委員会
議事録**

1 日時 令和 8 年 7 月 2 日（木） 15 時 40 分～16 時 03 分

2 場所 千葉県教育会館新館 4 階 401 号室

3 出席者（委員）

公益委員 伊澤委員、大竹委員、村上委員

労働者委員 大谷委員、高野委員、中島委員

使用者委員 坂元委員、古山委員、本村委員

4 議題

（１）委員長及び委員長代理の選出

（２）令和 8 年度千葉地方最低賃金審議会の運営について

（３）意見陳述について

（４）千葉県最低賃金専門部会の公開などについて

（５）その他

5 議事内容

（賃金室長）

運営小委員会の委員の皆様には、引き続きご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから、令和 8 年度第 1 回運営小委員会を開催いたします。

本日は、本年度第 1 回目の運営小委員会でございますので、最初に議題（１）の委員長及び委員長代理を選出していただきたいと存じます。

先ほどの本審議会においてご了承いただきました運営小委員会運営規程第 4 条により、委員長及び委員長代理は公益委員の中から選出していただくこととなります。

つきましては、先だって行われました公益委員会議におきまして、委員長に村上委員、委員長代理に大竹委員ということでしたが、いかがでしょうか、お諮りいたします。

《「異議なし」の声》

(賃金室長)

ありがとうございます。

ご賛同いただきましたので、委員長に村上委員、委員長代理に大竹委員が選出されました。

それでは、これからの議事運営につきましては、村上委員長にお願いいたします。

(委員長)

それでは、議題に入らせていただきます。

本日の主な議題は、今後の具体的な審議日程及び運営方法について確認いただくということです。事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

先ほどの本審議会におきましてお諮りした審議日程案につきまして、ご了解をいただきましたので、その日程により進めさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

なお、千葉県最低賃金専門部会につきましては、審議時間を最大限確保する趣旨で日程を設定しておりますが、専門部会の審議状況により日程の一部を変更して運営することも可能と存じます。

黄色の資料№3のA案をご覧ください。

8月3日、8月4日、8月5日と専門部会が続いているところでございますが、審議の進捗状況によっては、例えば8月4日に予定している午前・午後の日程について、午後のみ開催するといった運用も可能であると考えております。

また、各特定最低賃金の専門部会につきましては、本審でも申し上げたところでございますが、資料№3の2枚目にお示ししています。

こちらには意向表明のあった特定最低賃金にてスケジュールを組んでおりますが、審議対象となる特定最低賃金は、特別小委員会における必要性審議及び本審議会での審議を経て確定することとなります。

したがいまして、日程につきましては、その段階で正式に確定することとなりますので、ご承知おきください。

以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。

ただいま事務局から、本年度の審議日程について説明がありましたが、こちらについては皆様のご意見を頂戴したいと思います。

《「大丈夫です」の声》

(委員長)

中央最低賃金審議会の審議が昨年より早めに進められているということなので、できればA案どおりに進むことが望ましいと考えております。

それでは、千葉県最低賃金及び特定最低賃金の審議につきましては、事務局案の日程により進めることといたします。

次に、千葉県最低賃金に関する関係労使からの意見聴取につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

意見聴取につきましてご説明させていただきます。

令和8年度版最低賃金決定要覧 157 ページをご参照ください。

ご覧いただいている 157 ページ中ほどに、規則 11 条がございます。

最低賃金法施行規則第 11 条 2 項の規定によりまして、最低賃金審議会は意見書を提出した者、その他の関係労働者及び関係使用者のうち、適当と認めるものをその会議に出席させる等により、関係労働者及び関係使用者の意見をきくものとしてされております。

先ほどの本審議会において、千葉県最低賃金の意見陳述の要望があった場合、審議会は、意見聴取を実施するとの決定をいただいたところですので、陳述、聴取の実施方法についてお諮りいただきますようお願いいたします。

千葉県最低賃金の意見発表、意見の陳述をされる方の人数につきまして、千葉では例年おおむね、1 団体 1 名程度、合計 4 名以内程度としておりました。

また、要望多数の場合は、組合・団体等の規模、組織率などを考慮のうえ、会長と相談して陳述される方を決定しておりました。

なお、意見発表、陳述の 1 名あたりの時間は 7 ～ 8 分を目処としておりました。

意見聴取の場としては、例年第 2 回目の本審議会で実施されております。

想定外の事象が生じた場合には、時間の制約などの点から、改めて会長にご相談をさせていただいた上で決定したいと考えております。

以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。

ただいま事務局から、千葉県最低賃金に関する関係労使からの意見陳述の方法等について説明がありましたが、ご意見等ございますでしょうか。

《検討いただく》

（委員長）

意見陳述者数について、大体どのくらいご希望が出るのか、まだ全くわからないということでしょうか。

（賃金室長）

はい。

（委員長）

昨年度は4名だったと思いますが、特に選定したわけではなく、希望者が4名だったという理解でよろしいでしょうか。

（賃金室長）

そのとおりでございます。

（委員長）

わかりました、それでは、千葉県最低賃金に係る意見陳述につきましては、従来どおり、意見陳述者数は4名程度、陳述時間は1人当たり7分から8分程度を目安とし、第2回本審議会において実施することといたします。

また、想定外の事象が生じた場合には、時間の制約などの点から改めて私にご相談いただいた上で、組合の規模等を考慮したうえで決定するというところでご一任いただきたいと思います。

（委員長）

続きまして、特定最低賃金に関する意見陳述につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

（賃金室長）

千葉県特定最低賃金につきましては、先ほどの本審議会において、意見陳述を実施することについてご了解をいただいたところでございます。

昨年度は、第2回本審議会において、千葉県特定最低賃金の決定及び改正決定の必要性に関する諮問が行われ、その際に意見陳述の場を設けるかどうかを決定いたしました。

その結果、第1回特別小委員会において、6業種について4名の方から意見陳述が行われました。

今年度につきましても、改正を申し出た関係労使から意見陳述の申出があった場合に

は、第1回特別小委員会において意見陳述の場を設けることとし、想定外の事象が生じた場合には、時間的制約等を踏まえ、改めて会長と相談の上、組合規模等を考慮して決定を行うこととしてよろしいか、ご協議いただきたく存じます。

また、申し上げた例年の方法のほか、第2回目の本審議会において、委員から他の方法についてご提案があった場合には、そこでご審議をいただくこととして差し支えないか、併せてご協議いただきたく存じます。

（委員長）

ただいま事務局から意見陳述について説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様のご意見を頂戴したいと思います。

労働者側どうでしょうか、使用者側どうでしょうか

《「異議なし」の声》

（委員長）

ありがとうございます。

それでは、事務局案のとおり、意見陳述の申し出があった場合には、第2回本審議会において審議することといたします。

仮に、意見陳述の場を設けることとなった場合には、例年どおり第1回特別小委員会において、陳述の場を設けることといたします。

なお、想定外の事象が生じた場合には、別途調整することとし、また、第2回本審議会において委員から他の提案があった場合には、その場で審議することといたします。

（委員長）

続きまして、専門部会における公開・非公開の是非について、ご意見を伺いたと思います。まず、事務局からこの点についてご説明をお願いいたします。

（賃金室長）

先ほど本審議会において、本審議会の公開についてご審議いただいたところですが、ここでは専門部会の公開についてご説明申し上げます。

資料としましては、黄色が表紙の資料№1 - 3『千葉地方最低賃金審議会専門部会運営規程』の第6条をご覧ください。

読み上げます。

「会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は「率直な意見の交換」若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ

るおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができる。」

規程はこのように定まっております。

この規定より、千葉県最低賃金審議会専門部会につきましては、会議の傍聴については、1回目は公労使の3者が揃い、労使の所信表明が行われますことから公開し、2回目以降は金額審議に入り、公開すると率直な意見の交換が損なわれるおそれがあること等から非公開としております。

議事録に関しては、同じ規定の7条に条文がございますが、

千葉では二者協議を除き、議事録を作成し、公開としております。

これは令和5年度に公労使で合意いただいているもので、以降変更はございません。

以上を踏まえまして、「専門部会」の公開の是非について、ご審議をいただきたくお願いいたします。

(委員長)

ありがとうございました。

昨年度、第1回専門部会の傍聴者はいらっしゃいましたでしょうか。

(賃金室長)

第1回専門部会では、2名の方が傍聴されております。

(委員長)

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、労使双方からご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

《「例年どおりの取扱いで結構です」の声》

(委員長)

ありがとうございました。

ご同意いただきましたので、本年度も例年どおりの取扱いとすることといたします。ただ今決まったことにつきましては、第2回本審議会でご報告することといたします。

(委員長)

ほかに何かございますでしょうか。

《「ありません」の声》

(委員長)

特にないようですので、本日の運営小委員会はこれで閉会といたします。
皆様、本日はお疲れ様でした。